

英国労働黨の院外組織とその機能

北西, 允

<https://doi.org/10.15017/1297>

出版情報 : 法政研究. 21 (3/4), pp.113-128, 1954-03-20. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

英国労働黨の院外組織とその機能

北 西 允

一 序 説——二つの組織原理

労働黨を保守黨その他の政黨からわかつ組織上のいちじるしい特色は、それが集團加盟を原則としつゝ、各加盟集團を分枝とする連合体構成をとる点にある。^(一)院外におけるこの特異な組織体系は、本来、政黨のそれではなくして、大衆組織たる労働組合の組織原理に依拠したものといゝるのであるが、これは、トレード・ユニオンの胎内から誕生した労働黨が、その母体であつた労働組合會議 (Trade Union Congress or TUC) の組織形態をそのまま継承したという發生の歴史に由来している。^(二)もとより黨組織は、創立いらい幾たびかの變遷をとげてきた。しかし、その過程が志向したものは、トレード・ユニオンの抹拭とそれをおしての革命的な政黨組織への脱皮では決してなかつた。むしろ逆に、労働黨はその母斑を温存しつゝ、すでに歴史的使命を終えて欺瞞の体系と化した議會制度^(三)への順応をますます深めてきたのである。

このような趨勢に明瞭な刻印をおしたのは、第一次大戰後の緊迫した情勢下に、首脳部によつて企てられた組織の再編成であつた。すなわち、労働黨は、新たに加盟集團のいづれにも所屬しないプチブル分子にも広くその門戸を解放するとともに、反面において、従来その傘下に包摂していたイギリス社会黨 (British Socialist Party) が共産黨に變貌するや、その加盟を頑強に拒否したのであつた。^(四)彼らは、この改組をみずから「階級政黨から国民政黨への轉換」と呼んだのであるが、^(五)それは資本主義の一般的危機の時代を彩る戦争と革命の嵐に直面して、ようやく崩壊に

論 説

瀕しつゝあつたブルジョアジーの欺瞞的体系——二大政党を両翼とする議會制度——の補強装置に労働党を轉身させる意識的な準備を公言したものにほかならない。かくて、労働党は、ようやくその拠つて立つ基盤を喪失して政治の前景から後退しつゝあつた自由党にかわつて、「陛下の反対党(His Majesty's Opposition)」に躍進し、「ブルジョア支配の予備政府」^(六)に転化することとなつた。

かつて、エンゲルスが「ブルジョア支配を永続化させるシーソーゲーム」^(七)と渾名したイギリス二大政党制は、古典的な「保守—自由」の体系から「保守—労働」の体系に鑄直されたわけであるが、既に議會制そのものが、強大な官僚・軍事機構の擡頭によつていちじるしく去勢されたものとなつていたとき、労働党の政権党への昇華は、ブルジョアの階級支配の廢絶に接近したことを意味するものではありえなかつた。たしかに、それは「議會制民主主義」の外見を救いえたかもしれない。しかし、その内容は、階級協調の強制的機構に変じたシーソーゲームの一翼に労働階級を緊縛すること以外の何ものでもなかつたのである。^(八)

一九二八年における選挙区組織の整備は、この議會順応主義に一步を進めたものであるが、その後も党幹部は、相手党たる保守党にならつて、議會党(Parliamentary Labour Party)の権限強化に努め、^(九)職業的な選挙運動員を充実する等、政権交代党たる体面を着々と整えてきた。しかしながら、そのような党機構の改革は、決して労働組合に主として依存するという成立らしいの傳統的体系を毀損するものであつてはならなかつた。何故なら、労働党が「大衆の社会主義への熱望を代弁するとみせかけつつ、その実、議會主義をつうじて大衆をブルジョア支配にしぼりつけるのに奉仕」^(一〇)するためには、依然として、基本的な大衆組織——労働組合を翼下に包含する必要があるからである。

現在、労働党は、保守党とひとしく、院外において、選挙区組織を基底とし大会を頂点とする代議的機構と、執行部の補助機関たる中央事務局(Central Office or Party Headquarter)とから構成されているが、^(一一)同時に、八八

に上る労働組合をその傘下に収め、さらに、終始組織内にとどまって右翼幹部の裏切的行為を合理化してきた党のブレン・トラストフェビアン協会 (Fabian Society) を連合体の一翼に加えている。すなわち、議会外の党機構を貫く特徴は、パーラメンタリズムとトレード・ユニオンイズムであり、二つの組織原理の混在だといえることができる。

- (一) E. Wertheimer, *Das Antlitz der Britischen Arbeiterpartei*, 1929. S. 1
- (二) C. R. Attlee, *The Labour party in Perspective*, 1937, p. 85
- (三) ノーミン「国家と革命」(ノーミン二巻選集、社会書房版第八册) 六三頁
- (四) A. Hutt, *Post-war History of the British Working Class*, 1937, pp. 54—6, 71, 96—7, 119, 189—90
- (五) C. R. Attlee, *op. cit.*, p. 45 この現象は第一次大戦後の西欧社会民主主義政党における一般的傾向であった。R. Michels, *Zur Sociologie des Parteiwesens*, 1925. S. 340
- (六) ラビンスキー「社会リアリズム論」(改造文庫版・田中訳) 二〇三頁
- (七) エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」(マルクス・エンゲルス選集、大月書店版、補巻2) 五〇八頁
- (八) ラビンスキー、前掲書二〇〇頁以下参照
- (九) I. Bulmer-Thomas, *The Party System in Great Britain*, 1953, pp. 191—195 ff.
- (一〇) H. G. Nicholas, *The British General Election of 1950*, 1951, pp. 28—31
- (一一) P. Dutt, *Fascism and Social Revolution*, 1934, p. 243
- (一二) D. Clarke, *The Organisation of Political Parties: The Political Quarterly*, Vol. XXI, No. 1, 1950, p. 80

二 労働組合と地方労働党

労働党の構成要素は、一九〇〇年における労働代表委員会 (Labour Representation Committee) の成立から

三たび変転してきた。すなわち、一九一八年にいたるまで、労働党は、多数の労働組合、二つの社会主義団体——独立労働党 (Independent Labour Party) とフェビアン協会、およびその他の諸集団から構成されていたのであるが、一九一八年の改組は、新に地方労働党 (Local Labour Party) を生み落とし、さらに、一九三〇年代における独立労働党とその後継者たる社会主義連盟 (Socialist League) の脱退ないし除名によって、従来その一翼を形成してきた社会主義団体は、フェビアン協会のみを組織の内部に残すこととなったため、こゝに労働党は、全国的な各種の労働組合と選挙区に基盤をおく地方労働党とを院外の二大構成要素とする政党に変貌したのである。^(一)

(1) 労働組合　このような変転にもかかわらず、労働組合は一貫して党の主要構成要素であつた。別表に示したように、全党員数に占める労働組合の比重は、近年相対的に低下の傾向をたどりつゝあるとはいえ、依然としてその八〇%をこえ、加盟組合員の総数は今日じつに五〇〇万に垂々としてゐる。^(二)しかし、このような龐大な数にのぼる組合員の党への吸収は、実は労働党の巧妙な加盟様式がもたらしたものであることに注目しなければならぬ。

(イ) 加盟様式　すなわち、労働組合の労働党への加盟様式は、既にのべたように個人加盟ではなくして、集団加盟に^(三)もとづくものであるが、それは単に、所属組合員が拠出する政治課金 (political levy) を、党本部に納付することをもつて要件としているにすぎない。^(四)しかも現行法下にあつては、組合員が政治課金 (党費) の支払を拒否せんとすれば、組織者の監視のもとに一定の書式に署名することを強制されるため、多くの組合員は、そのような積極的な行為を避けて、党費の徴収に応じるのが実情だといわれている。^(五)したがつて、政治課金を支出する労働組合員のすべてが、必ずしも労働党の熱心な支持者とはいへないのであり、意識のおくれた労働者や党活動に比較的無関心な組合員すら労働党に加盟しているという実態であるが、ともあれ、この方式が、組織労働者の大半を労働組合をつうじて労働党に結びつけるという機能を果し、むしろ大衆組織に近いともいえる成員の不均質性は、その上に幹部支配が容

論 説

党員構成の変遷

(単位 1,000人)

年次	労働組合	社会主義 協 会	地 方 勞 働 党
1900	353	23	—
1906	975	21	—
1914	1,572	33	—
1919	3,464	47	—
1926	3,352	36	—
1928	2,025+	32	215
1939	2,214+	3*	409
1945	2,510+	8	487
1951	4,937	7	876

(註) (1) この表は、G. D. H. Cole, The Labour Party and the Trade Unions : The Political Quarterly, Vol. XXIV, No. 1, 1953, p. 20 による。

(2) これには、造兵廠協同組合 (Royal Arsenal Co-operative Society) を通じての加盟員は含まれていない。

+ この減少は1927年法の影響を物語っている。

* ILP および社会主義連盟の脱党による減少である。

易にきずかれうる素地を提供したものとみることができよう。

(ロ) 一般組合 (General unions) の地位 八八にのぼる加盟組合のなかでも、いわゆる一般組合(六)の地位と役割はきわめて顕著なものである。右翼幹部の拠点とよばれる輸送及び一般労組 (Transport & General Workers' Union) と全国一般及び都市従業員組合 (National Union

of General & Municipal Workers) とは、その党費支払数を合算すれば、一九五〇年当時、一二五万に上り、労働党本部に送られる全加盟費の約二〇%を占めていた。(七) これら両一般組合はTUCにおいても同様の地位を誇っているのであるが、就中、輸送及び一般組合はTUC構成員の一七%を独占し、優に大会の票決を左右しうる一大勢力をなしている。(八)

産業別組合とも或いは職能別組合とも呼びがたい雑多な構成要素からなるこの一般組合は、古く一九世紀の初頭、団結禁止法の施行下に、非合法的に組織化を企画されたとい(九)う光榮ある歴史をもつ組織体であるが、全てそれらは、一九二〇年後にTUCの改組と平行しておこなわれた今同運動のなかで、前記のいずれかの組合に統合されたのであった。しかし、それは数十種にのぼる職種別の垂直組織と地域別の水平組織をもつために、いちじるしく集権化した

指導権を必然ならしめ、^(二〇)さらに、他の労組と比較して組合員の出入がきわめてはげしいために、組織の民主的運営は「神話」^(二一)にすぎないとさえいわれている。

このような一般組合の地位とその組織の特質が、ベヴィン (E. Bevin) やデーキン (A. Deakin) の如き労働運動の右翼的指導者を輩出させたことは決して偶然ではなかつた。「一般組合を支配するものがTUCに君臨する」といわれるゆえんであるが、一般組合の幹部によつて統制されるTUCの総評議會は、労働党執行部とのあいだに合同審議機関を設置してきた。

(ハ) 全国労働評議會 (National Council of Labour) 一九二〇年の設立当初、全国合同評議會 (National Joint Council) と名乗つていたこの組織は、元来ロシア干渉戦争にたいする広汎な反対斗争のなかで、ショップ・ステュアード (Shop Stewards) 運動を中心とする統一行動強化の要請に応じて出発したものであつた。^(二二)しかし、とくに一九二六年のゼネ・スト失敗後、総評議會が英国産業連盟 (Federation of British Industries) の求めに応じて全国産業協議会 (National Industrial Council) の設立を提唱するにいたつた後は、TUC議長を總裁にいたどくこの機関が、やゝもすれば、反保守党的態度にかたむこうとした労働党幹部にたいして牽制的な機能を果たしたとは否定できない。何故なら独占資本のプレシユア・グループと抱合つた総評議會には、独占資本の政党にたいする労働党の敵対は明らかなる矛盾にみえたにちがいないから。このように、創設の意図は間もなく逆立ちするにいたつたのであるが、三一年には、そのスタッフを強化するとともに、名称を全国労働評議會と改め、さらに第二次大戦の勃発を契機として、協同組合の首脳部をも統合した結果、現在それは、TUC総評議會、労働党執行部および協同組合執行委員会の代表者によつて構成され、各々の議長が交互に議事を司る旨を規定している。^(二四)

(ニ) 地方労働党 労働党内に右のような地位を保つ労働組合側にたいして、労働党の一方の翼を形成する地方労働

働党は、既にふれたように一九一八年の改組の結果、純粹の選挙運動機関として発足したものである。もとより、それ以前にも独立労働党の地方支部や、労働組合の地域協議体たる労働評議会 (trade councils) が労働党の地方活動にある程度補強していたとはいえ、それは未だ、既成政党の地方組織に比肩しうるような選挙運動組織とは呼びえなかつた。^(二五) その構成において全国組織のマイクロリズム^(二六)といわれる地方労働党は、主としていわゆる個人党员と労働組合の地方支部とによつて構成され、各選挙区を基底とし、多くの州 (countries) および都市 (boroughs) においてそれぞれの連合体を組織している。このような下からの組織に平行して、党本部が全国十一の地方に地域評議会 (regional councils) を設置し、常任組織者を派遣して選挙運動に直接進出してきている^(二七)という事實は、保守党の選挙運動におけるヘゲモニーが、漸次選挙区組織から中央事務局に移行した過程^(二八)と対比するとき、極めて注目すべき傾向であるが、このことは後にのべる党本部の拡張とともに、「政党官僚」の擡頭と組織の寡頭的集権化を物語るものにほかならない。しかも、選挙区労働党の規約は、全国執行委員会の承認を必要とされているのであつて、その意味では、保守党のそれにもまして中央の支配にかたく縛られているといふことができよう。^(二九)

しかし、地方労働党は、活動的な労働組合支部ないし労働評議会と直接的なむすびつきをもつ点において、重要な役割を期待されている。元来、地方労働評議会は、それ自身TUCの創設母体であつたにもかゝらず、かつては、戦斗的なニュー・ユニオンズ (New Unionism) の拠点であり、一九一〇年代にはシヨップ・ステュアード運動の、さらに二〇年代以後はいわゆる少数派運動 (Minority Movement) の牙城であつたため、常にTUCの右翼幹部から異端視され、その公式機関としての地位を承認されなかつたものである。^(三〇) しかるに、労働党は創立のはじめ、地方運動機関の欠如に悩んだために、それを地方労働党に吸収して今日にいたつていのであるが、一方にプチブル分子を含み、他方に最も戦斗的な労働階級の組織を包む地方労働党は、労働党の活動に影響を及ぼす特異な存在として、つね

に世の注視を集めてきた。

しかし、それはなお、労働党内における少数翼であり、TUC総評議会首脳部の支配下にある労働組合に比して、種々の点で劣悪な地位におかれている。すなわち、労働組合側は、その数的優位に加えて、労働組合会議やその総評議会において予め行動の統一をはかる機会をもち、さらにより直接的には労働党執行部と情勢に応じて合同会議を開くのであるが、地方労働党側は、七名の全国執行委員をのぞいて、そのような中央機関にめぐまれません、しかも雑多な構成要素のゆえにつねに統一ある行動を阻害されてきたのであった。^(二)

(一) G. D. H. Cole, *The Labour Party and the Trade Unions: The Political Quarterly*, Vol. XXIV, No. 1, 1953, p. 19

なお現行党規二条二項は、労働党の構成について次のように規定している。加盟集団をつうじての党員は次のものからなる。

- (a) 労働組合会議に加入する労働組合、または労働組合会議によって善意の労働組合とみとめられたもの。(b) 協同組合
- (c) 社会主義団体。(d) 全国執行委員会が他の加盟集団と利害が一致すると認めた職業団体。(e) 選挙区労働党および各都市における中央労働党。(f) 選挙区労働党の州または地方連合

(一) I. Bulmer-Thomas, *op. cit.*, p. 163

(三) 加盟資格については *Ibid.*, pp. 163—166

(四) 一九二六年のゼネ・スト敗北後に保守党政府が発布した労働組合法(一九二七年)は、この加盟様式を一時逆転し、労働党への加盟を欲する組合員は *contracting-in* という手続をふまねばならないとしたのであるが、この法律の施行を境として労働党加盟の組合員は三二九万から二〇七万に激減した(G. D. H. Cole, *A Short History of The British Working Class Movement. 1787—1947*, 1948, p. 484)しかるに一九四六年、労働党政府が二七年法を廃止して *contracting-out* 方式を復活するや、それ以前一〇年間に、年平均わずか六%の増加を示したにすぎなかつた英国最大の労組、輸送及び一般労

働組合の労働党加盟は一躍前年の七七・五%に当る増大をゆるした。(J. Goldstein, The Government of British Trade Unions, 1952, pp. 122—127)

- (五) 吉村正「イギリス労働党の組織とその問題」『早稲田政経雑誌』一二三、一二四合併号、昭二八年、所収)二八頁
- (六) イギリスの労働組合は、産業別、職能別、およびこの一般組合とよび三つの形体に大別される。
- (七) G. D. H. Cole, The Labour Party and the Trade Unions, p. 24
- (八) J. Goldstein, op. cit., pp. 38—39
- (九) G. D. H. Cole, Working Class Movement, pp. 48—49
- (一〇) A. Hutt, British Trade Unionism, 1952, p. 91
- (一一) The New Statesman and Nation, Vol. XLIV, No. 1114, July, 1952
- (一二) A. Hutt, Trade Unionism, p. 91
- (一三) Ibid., pp. 88—89
- (一四) I. Bulmer-Thomas, op. cit., p. 182; The Labour Party, Facts and Figures for Socialists, 1951, p. 302
- (一五) G. D. H. Cole, British Working Class Politics 1832—1914, 1941, pp. 228—235
- (一六) C. R. Attlee, op. cit., p. 89
- (一七) I. Bulmer-Thomas, op. cit., pp. 151—152
- (一八) J. K. Pollock, British party Organization: Political Science Quarterly, Vol. XLV. No. 2, 1930, p. 163—

164

(一九) I. Bulmer-Thomas, op. cit., p. 136

(二〇) H. Collins, Trade Unions Today, 1950, p. 111

(一一) G. D. H. Cole, *The Labour Party and the trade Unions*, p. 20

三 「立法機関」と「執行機関」

右翼的組合幹部が自己の支配する龐大な組織に立つて、労働党内部に奪うべからざる地歩を築いていることは、右にみた諸事実によつてほど明らかなるところであるが、次に、かれらの専制が党の諸機関をつうじて、いかに貫かれていくかを検討することにしよう。

(1) 年次大会 (Party's Annual Conference) 規約は大会の機能について次の如く規定している。

「党大会は、立法、財政ないし行政にかんするいかなる改革案が党綱領に採用さるべきかを情勢に応じて決定^(一)し、すべて「党の活動は大会の指示と統制にしたがわなければならない」と。すなわち、そこに明文化されている二つの機能は、綱領 (programme) の決定および執行の監督である。

アトリーは、誇らしげに大会を「労働党の議会」と讃えるのであるが、この類推は危険だといわれている^(二)。何故なら、党大会は国家機関たる議会比して、技術的にもきわめて劣悪な条件にわざわいされているからである。すなわち、まず、出席代議員の数は通常千数百にも上るため、そのごく限られた部分が討議に参加しうるにすぎず、また一年わずか四日半という短い会期では、政策を微細な点にわたつて検討することは、殆んど不可能に近い。事実、大会はその時間の大半を執行部が提出する報告書の説明に割かれるのであり、しかも、ふつう報告書は一括して賛否を問われるために、議席からの挑戦は、その一般的基調についてのみなされうるにすぎない^(三)。したがつて、大会は実質的には、政策審議の機能を果すことができず、単なる投票機関に転落せざるをえないのであるが、すでに議会が、本来予定されていた同種の機能を喪失して、執行機関たる内閣ないし官僚機構によつて予め決定された政策に、追認を与

え、それを定式化するという二義的な機関に凋落しているとき、党大会を議会に擬えることは、ある意味では当をえているともいえよう。

それはともかくとして、大会の欺瞞的性格は、実はその票決方法にひそんでいる。すなわち、ブロック投票ないしカード投票 (bloc vote or card vote) とよばれる投票手続がそれであるが、これによれば、ある団体の代議員が特定の問題について可否相半ばし、わずかに賛成者の数がまさる場合、当該団体のもつ票数——政治課金の納入数を単位とする——は、すべて一括して賛成の側に投ぜらるべきだとされるのである。^(七)したがって、票決のためには一集団に一代議員をもつて充分であり、他の加盟団体に較べて、労働組合代表の出席率はきわめて低い、それは何ら組合側に不利をもたらすものではない。討議がいかに紛糾するにせよ、組合幹部はつねに自己の意思を貫徹させる一大集団票を握っているからである。

1951年次大会における
加盟集団の投票力

種 別	団 体 数	代 議 員 数	票 数
労働組合	七二	五七二	四、九八七、〇〇〇
地方労働党	六〇五	六二八	一、一六四、〇〇〇
社会主義協会	四	四	一〇、〇〇〇
協同組合	一	六	三一、〇〇〇
合 計	六八二	一、二一〇	六、一九二、〇〇〇

(註) この表は I. Bulmer-Thomas, *The Party System in Great Britain*, 1953, p. 201 による。

一九五一年の大会に示された各加盟集団の投票力は別表に掲げたとおりであるが、そのうち労働組合の比率は約八〇%に上り、しかも組合選出の代議員は、殆んど常任役員によつて占められるため、労働党大会はしばしば「TUC

の第二版」といわれるのである。^(八)もとより、労働組合の票がつねに結束して一方に投ぜられるわけではないが、とくに国際問題その他にかんして一致した態度をとるビッグ・シックス、すなわち、輸送及び一般労組（八三五、〇〇〇）全国鉱山労組（六四六、四六五）合同機械工組合（五八〇、六一二）全国一般及び都市従組（約四〇〇、〇〇〇）全国鉄道労組（三三八、七六三）商店、配給及び連携労組（三二七、〇〇〇）^(九)の票数だけでも優に過半数に達している。さきに述べた労働組合における集団加盟の態様と党費徴収の実情を考えあわすとき、このブロック投票のもつ効果と欺瞞性はおのずから明らかなるものがある。それは多数決制の濫用であり、民主的手続にたいする冒瀆であるが、この票決方法は、一八九五年、クラフト・ユニオンの貴族的幹部が、戦斗的なニュー・ユニオニズムの擡頭によって、その地位を脅かされたとき、保守党指導者モーズリー（J. Maudsley）の発案によってTUCが採択した^(一〇)という恥ずべき由緒をもつものであるにもかゝらず、TUCの嫡出子であった労働党は、この悪しき遺伝因子をも継承したのである。

すでに大会が、容易に反対派を一掃しうる巨大労働組合の集団票によって攪乱される以上、大会に執行機関の民主的な統制を期待することは無理であり、事実、巨大労組なかんづく両一般組合幹部の支持に依存した執行部は、一九三一年以後、労働党が最も困難な状態に陥った時期においてすら、つねに大会の信任をかちうることができたのである。^(一一)

(2) 全国執行委員会 (National Executive Committee) 党大会に強いて執行監督の機能を求めんとするならば、それは主として、執行部の選出という領域においてであろう。しかし、大会が選出するものは、全国執行委員会のみであつて、党首や議会議会党執行部は議会議会党によつて独自に選挙されることゝなっているため、大会は形式的にも「最高機関」の名に値しないのである。

全国執行委員会を構成する二八名のうち、党首、副党首^(一三)は職権上 (ex officio) 当然の委員とされるため、大会は事実上無競争といわれる会計 (Treasury) を除いて、残りの二五名を選出するわけであるが、大会によって直接的に選挙される五名の婦人委員以外は、すべて各構成要素の代議員によつて個別的に選ばれている。すなわちその内わけは、労働組合一二名、地方労働党七名、および社会主義団体、協同組合、職業団体をつうじて一名であり、労働組合は、それ自身では過半数を制しえないのであるが、前記の投票法をもつてすれば、婦人委員を掌中に握ることはきわめて容易だといわれている。^(一三)

全国執行委員会に与えられた機能は、一般的にいえば「大会決議の執行」であるが、^(一四) その機能はおもに党本部 (Transport House) をつうじて遂行されるのである。全国執行委員会が大会の承認をへて任命する書記長 (General Secretary) の統轄下に、その職務を執行する本部は、組織、国際、情宣、調査、財政の諸部門にわかれ、各部局長には、全国執行委員会の下に常置される専門委員会の議長が就任している。^(一五) 本部機構は、近時いちじるしく拡大ないし充実の方向を辿つてきたのであるが、かつて労働組合員の自発的な活動によつて支えられていた労働党が、党活動において主としてこのような「政党官僚」に依存することになったという事実は、極めて注目すべき傾向だといわねばならない。それは具体的な党務の執行をつうじて、ようやく党内における発言力を強化しつゝあるが、アトリ自身^(一六)が認めるように、「かゝる組織には必然的に機械主義、官僚主義、保守主義が発展しがち」であり、その党機構への影響は近年とみに著しくなった。

このような党本部の擡頭は、反面において大会を衰退にみちびくという結果をとまなうものであるが、それはポロツクがつとに指摘した如く「内閣が議会を圧倒した」という関係に擬えることができよう。^(一七) 党本部は政策草案の作成に当つても、かつてフェビアン協会が演じた役割を調査部をつうじてひきついできている。しかし、最も注目すべき

点は選挙運動の領域における党本部の地位であろう。すなわち、選挙運動部長 (National Agent) のもとに働く組織部は、候補者の推薦、常任運動員の派遣および選挙資金の給付等を殆んど排他的にその手におさめるにいたつたため、かつて地方労働党がもつていた選挙運動にかんする自治的権能は、いちじるしく褪色したものとなっている。党本部の強大化は必然的に、幹部による政党機構の寡頭的把握にみちびき、党内民主主義の否定に通ずるものであることはいうまでもなからう。しかし、このような党本部の活動についても、労働組合は、その財源の大部分を援助している——組合は加盟費を上廻る選挙運動費を別に提供している——^(二八)のであつて、こゝにも労働組合幹部の専制の基礎が横つているといえる。労働党本部が、輸送及び一般労働組合とTUCのビルディングに寄宿しているという事実は、^(二九)あたかもその関係を象徴するかのようである。

- (一) I. Bulmer-Thomas, op. cit., p. 199
- (二) Ibid., p. 166
- (三) C. R. Attee, op. cit., p. 93
- (四) R. T. McKenzie, Party Organization: The British Party System, ed. by S. D. Bailey, 1952, p. 124
- (五) Ibid., p. 125
- (六) H. G. Nicholas, The Formulation of Party Policy: Parliamentary Affairs, Vol. V, No. 1, 1951, p. 151
- (七) I. Bulmer-Thomas, op. cit., p. 201
- (八) E. Wertheimer, a. a. O. SS. 6—7
- (九) 括弧の中に示した数は一九五〇年度における政治課金納入数である I. Bulmer-Thomas, op. cit., 164
- (一〇) G. D. H. Cole, Working Class Movement, p. 253; A. Hutt, Trade Unionism, p. 43

(一一) R. T. McKenzie, op. cit., pp. 125—126

(一二) 昨秋の大会において、地方労働党選出の委員は、すべていわゆるベヴァン派によって独占され、有力な右翼的指導者、ハーバート・モリソンが選に洩れたため党幹部が苦肉の策として案出した地位である。

(一三) I. Bulmer-Thomas, op. cit., p. 168 これに注目すべきことは、TUCの規約が総評議会のメンバーに全国執行委員を兼務することを禁じているため、組合選出の委員が、実はTUCの二流ないし三流の指導者であるという事実である。

R. T. McKenzie, op. cit., p. 127

(一四) F. A. Ogg and H. Zink. *Modern Foreign Government*, 1949, p. 327 によれば全国執行委員会の機能は①選挙区

組織の活動および設立の促進②大会決定事項の執行③党規改正案の作成④規約違反分子の除名⑤党本部の統轄であるとされる

(一五) I. Bulmer-Thomas, op. cit., pp. 169—170

(一六) C. R. Attlee, op. cit., new ed., 1949, p. 85

(一七) J. K. Pollock, op. cit., p. 167

(一八) Labour Party, op. cit., p. 300

(一九) K. H. Abshagen, *Die Revolution ohne Tränen*, 1952 (中原、邦訳、三五頁)

四　　む　　す　　び

右に分析した諸事実は、労働党の院外組織が、一貫して労働組合、なかんずく二大一般組合を中心とする巨大労働組合首脳部の支配下におかれていることを物語るものであるが、最後に、院外組織を牛耳る労働組合幹部と議会労働党領袖の関係について一言ふれておかねばなるまい。

たしかに規約上は、議会党といえども大会——組合が圧倒的優位を占める——の決議に拘束される旨が謳われてい

る。しかし、とくに政権党にある場合、大会の決議が、内閣を構成するフロント・ベンチャーによつてやゝもすれば無視されがちであることは論者の指摘するところである。^(二) しかも、労働組合はその組織を背景に、依然として多数の代表を議会に派遣しているとはいへ、労働組合出身議員の比率は相対的に低下しつゝある。^(三) このような事実が、直ちに、議会党領袖の労働組合首脳部に対する相対的独自性を示すものでないことはいふまでもない——両者はさきによつて構成される党本部の擡頭と、中小ブルジョア出身議員の漸増は、労働組合と労働党との関係について、きわめて興味深い問題を提起しているものといえよう。こゝでは、紙数の制限に迫られているため、たゞ、これらの傾向が、労働党のもつ議会順応主義の当然の帰結であることを指摘するに止めておかねばならない。すなわちそれは、労働党綱領の右傾化とも照応するのであるが、保守党とともに政権党の地位をわかち合う必要上、労働党は小ブル分子やブルジョア中層をも広く組織に誘引せざるをえなかつたのであつた。

労働党が今後も「保守党はブルジョアジーが消滅した後においてもなお存続しつゞけるであろう」として、あくまで二大政党制に執着し、ブルジョアジーの予備政府をもつて自ら任じる限り、このような傾向は一層深められていくであろうが、それは反面において、労働運動の下部大衆との離反をますます深める結果となり、再軍備の重圧下に、ようやく活潑化しつゝある下部大衆の激しい反撃に遭遇するにちがいない。既に、職場と密着した組合支部の反応は、地方労働党をつうじて党大会に表現され始めている。

(一) H. G. Nicholas, op. cit., p. 147, 151

(二) J. F. S. Ross, *Parliamentary Representation*, 1948; J. F. S. Ross, *The Personnel of the Parties: The British Party System*, 1952, pp. 168—176 を参照せよ。

(三) R. Jenkins, *Equality: New Fabian Essays*, ed. by R. H. S. Crossman, 1952, p. 89